

米華相互防衛条約
 (アメリカ合衆国と中華民国との間の相互防衛条約)

署名 一九五四年一二月二日(ワシントン)
 効力発生 一九五五年三月三日
 約終了 一九七九年一二月一四日

この条約の締約国は、
 國際連合憲章の目的及び原則に対する信念並びにすべての國民
 及びすべての政府とともに平和のうちに生きようとする願望を再
 確認し、かつ、西太平洋地域における平和機構を強化することを
 希望し、

兩國の國民が前戦争中に同情及び相互の理想の共通のきずなに
 よつてともに帝國主義者の侵略に対抗して戦うため結束するに至
 つた關係を相互に誇りをもつて想起し、
 いかなる潜在的侵略者もいはずか一方の締約国が西太平洋地域
 において孤立しているという錯覚を起こすことがないようにする
 ため、兩國の團結の意識及び外部からの武力攻撃に対して自らを
 防衛しようとする共同の決意を公然とかつ正式に宣言することを
 希望し、また

さらに、西太平洋地域における地域的安全保障の一層包括的な
 制度が確立するまでの間、平和及び安全を維持するための集団的
 防衛についての兩国の現在の努力を強化することを希望して、
 次のとおり協定した。

第一条 紛争の平和的解決、武力行使の禁止 締約国は、國際連合憲章に定めるところに従い、それぞれが關係することのある

國際紛争を平和的手段によつて國際の平和、安全及び正義を危
 うくしないように解決し、並びにそれぞれの國際關係において、
 武力による威嚇又は武力の行使を、國際連合の目的と両立しな
 いいかなる方法によるものも慎むことを約束する。
第二条 防衛力の發展 締約国は、この条約の目的を一層効果的
 に達成するため、單独及び共同して、自助及び相互援助によ



り、武力攻撃並びに締約国の領土保全及び政治的安定に対する力有する。

外部から指導される共産主義者の破壊活動に抵抗する個別の及び集団的能力を、維持し發展せる。

第三条【相互協力】締約国は、その自由な諸制度を強化すること並びに經濟的進歩及び社会福祉を促進させるために相互に協力をすること並びにこれらの目的のために個別的及び共同的努力を重ねることを約束する。

第四条【協議】締約国は、この条約の実施に関し、自國の外務大臣又はその代理を通じて隨時協議する。

第五条【武力攻撃に対する行動】各締約国は、西太平洋地域においていざれか一方の領域に対する行なわれた武力攻撃が自國の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自國の憲法上の手続に従つて共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執ったすべての措置は、直ちに國際連合安全保障理事会に報告しなければならない。そぞの措置は、安全保障理事会が國際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執つたときは、終止しなければならない。

第六条【領域】第二条及び第五条の規定の適用上、「領土」及び「領域」とは、中華民国について、台灣及び澎湖諸島を

いい、アメリカ合衆国については、その管轄権の下にある東西太平洋の諸島をいう。第二条及び第五条の規定は、相互の合意によつて決定されるその他の領域についても適用される。

第七条【米軍の配備】台灣及び澎湖諸島の防衛のために必要なア

メリカ合衆國の陸軍、空軍及び海軍を、相互の合意により定めることに従つて、それら及びその附近に配備する權利を中華

民国政府は許し、アメリカ合衆国政府はこれを受諾する。

第八条【國際連合との關係】この条約は、國際連合憲章に基づく

締約国の権利及び義務又は國際の平和及び安全を維持する國際連合の責任に対しは、どのような影響も及ぼすものではない。

第九条【批准、効力発生】この条約は、アメリカ合衆国及び中華民国により各自の憲法上の手続に従つて批准されなければならぬ。この条約は、両国が台北で批准書を交換した時に効力を生ずる。

第一〇条【有効期間】この条約は、無期限に効力を有する。

これの方の締約国も、他方の締約国に通告を行なつてから一年後にこの条約を終了させることができる。

以上の趣旨として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

一千九百五十四年十二月二日(中華民国三十三年十二月二日)にワシントンで、英語及び中國語により本書二通を作成した。

(全権委員署名略)

一千九百五十四年十二月二日(中華民国三十三年十二月二日)にワシントンで、英語及び中國語により本書二通を作成した。

トマス・J・マクニル
中華民国外務大臣
ジョン・K・C・ヨー
大使閣下

書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

(アメリカ合衆国書簡館)

本大臣は、中華民国政府に代つて、前記の書簡にて述べられた了解を確認する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向つて敬意を表します。

一千九百五十四年十二月十日

トマス・J・マクニル
中華民国外務大臣
ジョン・K・C・ヨー
大使閣下

